

高速道路交通安全協議会表彰規定

(目的)

第1条 この規定は、新潟県高速道路交通安全協議会（以下「高速安協」という。）会則第3条第1項第5号に係る表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、次のとおりとする。

- (1) 交通功労者表彰
- (2) 交通功労団体・事業所表彰
- (3) 優良運転者表彰

(表彰の種類)

第3条 前条に定める交通功労者及び交通功労団体・事業所に対しては感謝状、優良運転者に対しては表彰状を授与する。

(表彰の基準)

第4条 表彰の基準は、次のとおりとする。

- (1) 交通功労者
高速安協の役員に4年以上在任した者及び高速安協の運営又は活動に協力し、その功績が顕著であった者。
- (2) 交通功労団体・事業所
高速道路の交通安全活動を推進し、その功績が顕著であった団体及び事業所。
- (3) 優良運転者
高速道路での運転業務に従事することが多い運転者で、過去5年間、10年間、又は20年間に交通事故及び交通違反のない者。

(表彰の授与者)

第5条 表彰の授与者は、高速安協会長（以下「会長」という）及び高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）の連名とする。

(表彰の推薦)

第6条 表彰の推薦は、次のとおりとする。

- (1) 交通功労者の推薦は、高速安協の役員が会長に交通功労者推薦書（別記様式第1）を提出して行うものとする。
- (2) 交通功労団体・事業所の推薦は、高速安協の役員又は関係機関・団体の長が会長に交通功労団体・事業所推薦書（別記様式第2）を提出して行うものとする。
- (3) 優良運転者の推薦は、事業所の長が会長に優良運転者推薦書（別記様式第3）に、「無事故・無違反証明書」「運転業務経歴証明書」（別記様式第4）を添付のうえ提出して行うものとする。
- (4) ただし、会長及び隊長が特に表彰を行う必要があると認めた交通功労者及び交通功労団体・事業所については、この限りではない。

(表彰の審査及び決定)

第7条 表彰の審査及び決定は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び隊長は、推薦のあった交通功労者及び交通功労団体・事業所について審査を行うものとする。
- (2) 会長及び隊長は、推薦のあった優良運転者について推薦書類等が表彰基準に適合している場合は、審査を省略することができる。
- (3) 表彰の決定は、理事会の議決により行うものとする。

(表彰の実施)

第8条 表彰は、毎年開催される通常総会時に行うものとする。

(副 賞)

第9条 表彰状及び感謝状の授与には、記念品その他の副賞を付与することができる。

(表彰名簿の備付)

第10条 事務局には、次の表彰名簿を備付けるものとする。

- (1) 交通功労者表彰名簿 (別記様式第5)
- (2) 交通功労団体・事業所表彰名簿 (別記様式第6)
- (3) 優良運転者表彰名簿 (別記様式第7)

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 表彰の基準第(3)の20年間優良運転者導入は、平成16年1月1日から施行する。